

農地でお困りの方へ！

次のような悩みはありませんか？

- ・農業を続けられない
- ・所有している農地を縮小したい
- ・農地が荒れてしまっている
- ・相続した農地の管理ができない

今年中に農地中間管理機構に農地を貸せば、 来年から固定資産税が半額になります！

所有する**全農地**（10アール未満の自作地は残せます）を、平成28年度以降新たに**農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付けた**ときは、次の期間、固定資産税が**2分の1に軽減**されます。

- ① 10年以上15年未満の期間で貸し付けたときは、**3年間**
- ② 15年以上の期間で貸し付けたときは、**5年間**

固定資産税の例

〔1haの農地を所有している場合の全国平均額であり、実際の額は個々の農地によって異なります。〕

（今まで）1万円 ⇒ （貸し出すと）5千円

今からお考え下さい！

- ・荒れた農地を放置している方
- ・農地を十分管理されていない方

将来、固定資産税が**1.8倍**に増額されることがあります。今から**農地中間管理機構への貸付け**などの方策をご検討なさってはいかがでしょうか。

固定資産税の例

〔1haの農地を所有している場合の全国平均額であり、実際の額は個々の農地によって異なります。〕

（今まで）1万円 ⇒ （以下の勧告を受けた場合）1.8万円

例えば・・・

- 今年（秋）（11月頃）： 農業委員会から遊休農地の利用意向調査票が届きます。
- 来年（夏）（8月頃）： 意向どおりに実施しているか農業委員会が確認します。
- 来年（秋）（11月頃）： 意向どおりに実施されていない場合は、農業委員会から農地中間管理機構との協議の勧告が行われます。再来年の1月1日現在で勧告を受けている農地については、その年度以降の固定資産税が1.8倍になります。

※ **農地中間管理機構への貸付けの意向が示されれば、勧告されません。**

お問い合わせ先： 小清水町産業課農業振興係（TEL：0152-62-4474）
町民生活課税務係（TEL：0152-62-4472）
小清水町農業委員会総務係（TEL：0152-62-4478）